

日本ミドルボート協会規約

第1章 総則

- 第1条 名称
本協会は、日本ミドルボート協会とする。
- 第2条 事務局
本協会事務局は、事務局長宅に置く。
- 第3条 目的
本協会は、日本におけるミドルボートクラスの健全な普及と発展に努めると共に会員相互の親睦を図るを事を目的とする。
- 第4条 事業
本協会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1)協会会員艇のミドルボートクラスの認定、登録及び管理。
(2)全日本ミドルボート選手権大会の開催及び関連する大会の協賛、後援等。
(3)その他、本協会の目的のために必要な事業。
- 第5条 定義
ミドルボートクラスとは、モノハル艇で全長が7.9m以上11m未満の艇。

第2章 会員

- 第6条 会員の資格
本協会の会員は、ミドルボートクラス艇のオーナーまたは代表者で本協会の目的に賛同し入会手続きをしたもの。会員は、事業運営に協力しなければならない。
- 第7条 会員の入会、艇の登録
本協会の会員は、所定の様式による入会(艇登録)申込書を協会事務局に提出しなければならない。
- 第8条 会員の退会
本協会の会員が退会を申し出をしたとき、または本協会の会員として不適切と認められる場合は役員会の承認を得て退会させることができる。

第3章 役員

- 第9条 役員及び定数
本協会は、次の役員を置き役員会を構成する。
(1)会長(1名)
(2)副会長(若干名)
(3)事務局長(1名)
(4)理事(若干名)
- 第10条 役員を選任
役員は、会員の中から総会にて選任する。
- 第11条 役員職務
(1)会 長 : 本協会を代表し会務を統括する。
(2)副会長 : 会長を補佐し会長に事故ある時にはその職務を代行する。
(3)事務局長 : 事務局を統括する。
事務局は本協会の会員登録及び管理、財務会計業務全般、資産管理等をする。
(4)理 事 : 本協会の事業を執行する。
- 第12条 役員任期
役員任期は、1年間とし再任は妨げない。

第4章 会議

- 第13条 会議

本協会の会議は、総会、役員会とする。会議の議長は会長が務める。

第14条 総会

総会はこの会則に規定するもののほか、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画、事業報告
- (2) 収支決算、予算
- (3) 複数の会員により提案された事項、その他重要事項

第15条 役員会

役員会はこの会則に規定するもののほか、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する事項
- (2) 総会によって委任された事項
- (3) その他会務執行上必要な事項

第16条 議決権

議決権は会員(艇)につき1票とする。

第17条 議事録

会議の議事については、議事録を作成する。

第5章 会計

第18条 会計年度

本協会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第19条 経費の支弁

本協会の経費は入会・更新登録料および寄付金、その他事業収入により支弁する。

第20条 入会・更新登録料

本協会の入会・更新登録料は総会にて定める。

第6章 艇の登録

第21条 登録の条件

本協会に登録する艇は、第5条定義のミドルボートクラスでなければならない。

第22条 登録の手続き、登録料

本協会への登録は、入会時または艇の更新時に所定の様式による入会(登録)申込書を協会事務局に提出し所定の入会・更新登録料を納入する。

第7章 その他

第23条 規約の変更

この規約は、総会の議決を得て変更することができる。

第24条 雑則

本規約に規定のない事項については、役員会で決定する。

付則 2018年1月27日より実施する。